

教育職員免許状の確認フロー 【旧免許状】

授与日が平成21年3月31日以前の教育職員免許状を、1つ以上持っている（いた）人

【旧免許状所有者】

※免許状には、期限が書かれていません。

教育職員免許状の期限（更新講習修了確認期限）が不明
①

教育職員免許状の期限（更新講習修了確認期限）が分かる

期限までに更新手続きをしたかどうか不明
②

期限は令和4年7月1日以降
（期限までに更新・延長等の手続き済）③

期限は令和4年6月30日以前
（期限までに更新等の手続きをしていない）

期限の日に現職の教員（教諭・講師
（非常勤含む）でない
→ 免許状は有効 ④

期限の日に現職の教員（教諭・講師（非常勤含む）であった
→ **免許状は失効** ⑤

A 免許状の有効性の確認が必要です
県教育委員会教職員課
免許係 TEL:058-272-8742
へお問い合わせください

要確認

※その後必要な手続きへ

B お持ちの免許状は、有効な
免許状です（永久免許）

**手続き不要
（永久免許）**

C お持ちの免許状は失効しています
新たな免許状の授与手続きが
必要です
詳しくは、教員免許状授与の
ホームページをご覧ください

要手続き（授与）

教育職員免許状の確認フロー 【新免許状以降】

教育職員免許状の授与日は、すべて平成21年4月1日～令和4年6月30日
【新免許状所有者】
※免許状の一番最後に「有効期間の満了の日」が書かれています。

教育職員免許状の授与日は、
すべて令和4年7月1日以降 ⑩

持っている教育職員免許状の「有効期間の満了の日」は
令和4年（平成34年）7月1日以降である
※複数の免許状を持っている者は、最も遅い「有効期間の
満了の日」 ⑥

持っている教育職員免許状の「有効期間の満了の日」は
令和4年（平成34年）6月30日以前である
※複数の免許状を持っている者は、最も遅い「有効期間の
満了の日」

有効期間の更新、延長（産育休などによる）、または
更新講習受講免除（校長・表彰等）の手続きをした

有効期間の更新、延長（産育休などによる）、または
更新講習受講免除（校長・表彰等）の手続きはしていない
→ **免許状は失効** ⑨

更新、延長または免除後の有効期限が、
令和4年（平成34年）7月1日以降 ⑦

更新、延長または免除後の有効期限が、令和4年
（平成34年）6月30日以前 → **免許状は失効** ⑧

B お持ちの免許状は、有効な免許状です
（永久免許）

C お持ちの免許状は失効しています
新たな免許状の授与手続きが必要です
詳しくは、教員免許状授与のホームページをご覧ください

手続き不要
（永久免許）

要手続き（授与）